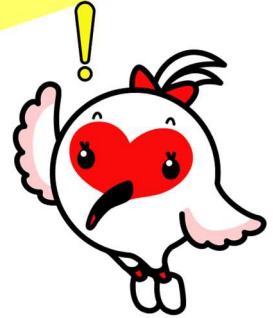


全国一律の 食品の自主回収報告制度



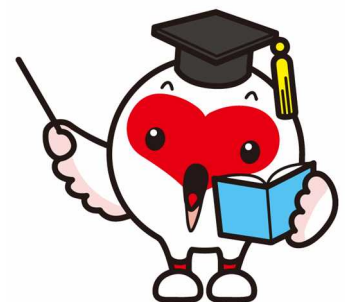
が始まりました



令和3年6月から、事業者が健康被害を防ぐために食品を回収する場合、保健所への報告が義務づけられました。

報告の対象となる自主回収の例

- ✦ **大腸菌**による汚染や**異物**の混入等があった場合など
- ✦ **アレルギー**や**消費期限**等の表示の欠落や誤りがあった場合など



報告された回収情報（商品名、回収理由など）は国のウェブサイトで公開され、だれでも見ることができます

食品の自主回収を行う事業者

届出

都道府県等

報告

厚生労働省・消費者庁

公表

消費者



自主回収情報はここから →
(厚生労働省ホームページ)

